

第19回山梨県メディカルコントロール協議会会議録

(平成29年3月 日掲載)

- 1 日時 平成29年2月17日(金)午後1時30分から
- 2 場所 山梨県庁防災新館406、407、408会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 中澤良英 松田兼一 岩瀬史明 前田宜包 小俣朋浩 天野力郎 長坂光泰(代理)
守屋卓 今井 洋 鈴木真二 桑原泰男 上原敏秀 下村貞俊(代理) 植村英明
丹沢千代治(代理) 渡邊初男 磯部 忠 森本一光 古屋好美(代理) 井出 仁
小林幸平 小澤浩
(事務局) 消防保安課 丸茂総括課長補佐、石川、酒井、切刀
医務課 狩野
- 4 傍聴者の数 0名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事
 - (4) 報告事項
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 6 会議に付した議案の案件
 - (1) 平成29年度事後検証費(案)について
 - (2) 平成29年度救急救命士病院実習割(案)について
 - (3) 2処置拡大認定救急救命士の認定事務(案)について
 - (4) 山梨県救急活動プロトコルの一部改正等(案)について
 - (5) 救急活動事後検証体制実施要領の一部改正(案)について
 - (6) 公・私立保育園・幼稚園の園児及び私立小中高等学校の児童・生徒におけるアレルギー疾患(エ
ピペン所持)の情報提供の取扱いについて
 - (7) その他
- 7 報告事項
 - (1) 県立中央病院における病院実習に際しての感染症チェック及びワクチン接種のお願い
 - (2) 山梨県メディカルコントロール協議会における指導救命士の認定状況等について
 - (3) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の一部改正(案)について
 - (4) 8才以上の小児気管挿管の講習会開催について
 - (5) 通信指令員の救急に係る教育講習会の開催について
 - (6) 医療機関リストの再整備について
- 8 その他
- 9 閉会

議事の概要

(1) 平成29年度事後検証費（案）について

（事務局）平成29年度事後検証費の算定にあたり、平成27年度の山梨県内における事後検証件数をメディカルオフィサーからのデータ提供により別添（案）のとおり作成し、第19回活動基準部会において確認し了承された。

この件について、【別紙】平成29年度事後検証費用計算書（案）及び参考1、1-1によりご審議願います。

（議長）この議題につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。それでは、議事(1)については、本協議会で承認されたということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 平成29年度救急救命士病院実習割（案）について

（事務局）平成29年度救急救命士実習割（案）を作成し、第19回活動基準部会で確認、了承されたので、ご審議願いたい。

主な内容は参考2を参照ください。

- ①平成29年度救急救命士再教育計画（案）
- ②平成29年度救急救命士病院実習予定者数
- ③平成29年度救急救命士再教育病院実習予定表（案）
- ④平成29年度 救急救命士就業前病院実習予定表（案）
- ⑤山梨大学医学部附属病院救急救命士気管挿管病院実習日程表（案1）～（案5）
- ⑥平成29年度山梨大学気管挿管実習欠員補充リスト（案）
- ⑦県立中央病院救急救命士の気管挿管病院実習（案）
- ⑧市立甲府病院救急救命士の気管挿管病院実習（案）
- ⑨上野原市立病院救急救命士の気管挿管病院実習（案）

なお、例年と異なる項目は⑤の山梨大学医学部附属病院救急救命士気管挿管病院実習日程表で、各消防本部から実習予算計上の説明を財政当局に説明するにあたり、本日程表を参考資料としているため、日程表の中に自消防本部が組み込まれていない日程表ですと予算を計上出来ない（実習1人だが、場合によっては2人の可能性もある様な場合）ため、要望があったこと、また、前年度実習の進捗状況によっては、予定していた実習が次年度に繰り越されてしまう可能性があることから、（案1）から（案5）という複数（案）を提示しております。ただし、現時点での進捗状況から（案5）となる公算が高いことをお伝えいたします。

（議長）この議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

今の事務局の説明にもありましたが、実習予算の関係、山梨大学での実習の進捗状況から複数（案）を提示している点が例年と異なっているとのこと。各委員の皆様いかがでしょうか。特にご意見、ご質問等がなければ原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは、議事(2)については、本協議会で承認されました。

(3) 2 処置拡大認定救急救命士の認定事務（案）について

（事務局）経緯として、2 処置拡大認定救急救命士の認定事務については、既に山梨県MC 協議会主催の同追加講習・実習の受講を修了することにより認定をしてきたところであるが、平成27 年度以降の救急救命士国家試験合格者で、一般財団法人救急振興財団救命救急東京及び九州研修所（以下、ELSTA という。）の新規救命士養成研修を修了した者は2 処置拡大講習・実習のカリキュラムを受けていることから、就業前病院実習を修了した時点で、アドレナリン及び2 処置拡大認定を受けることができるが、ELSTA 養成研修以外の大学、専門学校（以下、養成所等という。）で、同じ平成27 年度以降であっても2 処置拡大の講習がカリキュラムに含まれていない養成所等があることが判明したため、平成27 年度以降の救急救命士国家試験合格者であって就業前病院実習が修了したとしても、2 処置拡大の認定は受けられないことがわかり、このことにより、誤った認定を行う危険性が生じている。なお、現時点では、誤った認定が行われてはいないが、これまでの認定事務の要領で見ると、2 処置拡大講習・実習のカリキュラムを修了している判断ができないため、ELSTA 以外の養成所等の養成研修を修了した者についての認定申請の際には、従来の提出書類に加え、カリキュラムに2 処置拡大講習・実習が含まれている証明書を新たに提示することが、第19 回活動基準部会で確認、了承されたので、ご審議願いたい。

（議長）ただいま事務局から説明がありました。この議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。誤った認定を行わないためにカリキュラム等の書類提出を追加するという（案）です。各委員の皆様いかがでしょうか。特にご意見、ご質問等がなければ原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。議事(3)については、本協議会で承認されました。

(4) 山梨県救急活動プロトコルの一部改正等（案）について

（事務局）第19 回活動基準部会において、次の事項について審議され了承されました。

①血糖測定のための血液採取部位について

・現行では指先での採取であるが、外部気温が低い環境下等により同部位では血液採取が困難な救急現場があり、このことについて、再教育病院実習の救命士から医師に数回質問があったこと、また、病院では耳朶で行うことも多いことから検討した結果、救急救命士標準テキストには、「指先での採取が困難な場合は、手掌、耳朶を触わり温かい方の部位で採血しても良い」との記載があるため、プロトコルに記載することとした。（山梨県救急活動プロトコル全集「VII. 山梨県救急活動プロトコル（救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のためのプロトコル）のP8、P9を参照ください。

②各プロトコルに数字をつけての整理について

・今後のプロトコル改正作業を考慮しプロトコルを6つに分割したところであるが、それぞれが分かれていることにより、各プロトコルとの見比べをする際に分かりづらいという意見があった。

改正作業の効率化（各プロトコルの分割）を残しつつ、かつ、各プロトコルを見やすく

するため、「山梨県救急活動プロトコル全集（案）」を策定した。以上について、ご審議願います。

（議長）ただいま事務局から説明がありました。この議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。特にご意見、ご質問等がなければ原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。議事(4)については、本協議会で承認されました。

(5) 救急活動事後検証体制実施要領の一部改正（案）について

（事務局）第19回活動基準部会において、救急活動事後検証の見直しについて審議、県内消防本部救急隊員等による「全体検証会」実施の必要性があるとの意見があったことから、「全体検証会」開催するにあたり、検証する事案の検討をする委員会を新たに設けることで合意に達したが、要綱等の策定が必要である意見もあったことから、部会終了後、引き続きメールにより審議を行った。

救急活動事後検証体制実施要領の一部改正（案）を策定、各委員の賛同を得てメール審議は結審し、その後の書面会議で賛否を伺った結果、多数の賛同により同案が承認された。

改正内容は、事後検証要領の「1 目的」について、検証医師が検証を実施するために定めた内容から消防本部等が検証及び全体検証を実施するための内容に変更。

2 事後検証の対象事例の（5）高エネルギー事故を高リスク受傷機転に変更。

「3 事後検証の実施方法」を「3 事後検証及び全体検証の実施方法」に変更、また、「（4）救急活動事後検証委員会における全体検証」を追加、「（5）事後検証の手順」を「（5）事後検証及び全体検証の手順」に変更、⑤に「（必要に応じ消防本部内全体検証を実施する。）」を追記、⑥、⑦、⑧を追加した。この件について、【参考5】救急活動事後検証体制実施要領（案）により、ご審議願います。

（議長）ただいま事務局から説明がありました。この議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。特にご意見、ご質問等がなければ原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。議事(5)については、本協議会で承認されました。

(6) 公・私立保育園・幼稚園の園児及び私立小中高等学校の児童・生徒におけるアレルギー疾患（エピペン所持）の情報提供の取扱いについて

（事務局）経緯として、山梨県教育委員会が策定した「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」は平成24年3月に財団法人山梨県医師会及び山梨県小児科医会の協力により作成され、その後、学校保健課題解決支援事業「アレルギー疾患対応支援チーム」において、実態調査結果を踏まえ、関係機関と協議を行い、平成27年3月に一部改訂され、現在、県内消防本部においては、同マニュアルに基づき、公立小・中・高の児童、生徒のアレルギー疾患（エピペン所持）の情報提供を受けている。

しかし、このマニュアルは公立の小中高等学校に限るもので、公・私立保育園・幼稚園及び私立小中高等学校の園児及び児童、生徒について定められているものではないが、現在、

公・私立保育園・幼稚園及び私立小・中・高等学校において、アレルギー疾患（エピペン所持）の園児及び児童、生徒について「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」の様式による情報提供が県内10消防本部への情報提供が頻繁に行われていることから、山梨県教育委員会が策定した「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に準じたマニュアル策定を事務局（消防保安課）から県各担当所管課あて意見具申した。

県各担当所管課からは、マニュアルの策定には時間を要するため当面の間、山梨県教育委員会が策定したマニュアルの様式で情報提供を行いたい依頼が、平成28年8月25日付け山保協収第98号により山梨県保育協議会会長から、また、平成28年9月1日付け山私振第28-75号により公益財団法人山梨県私学教育振興会理事長から事務局（消防保安課）あてにあり、平成28年10月27日付け消保第2803号（消防保安課長依頼文）により各消防本部消防長あて依頼した。参考6、参考6-1を参照ください。

この件について、第19回活動基準部会で協議、県各担当所管課には山梨県教育委員会が策定した「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に準じたマニュアルを策定してもらうこと、県内各消防本部は今までどおり、情報提供を受け対応することで了承されましたので、各消防本部におかれましては、引き続き情報提供を受けご対応いただきますようお願いいたします。なお、補足の情報として保育協議会（子育て支援課の考え方）として「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省発出）に基づくとともに、保育所の多くにおいて対応マニュアルの作成がなされている。消防機関への情報提供については、教育委員会の報告に準じて行うこととする。

また、教育委員会マニュアルの必要な部分について各保育所でマニュアル整備をすることで調整していく。とのことでした。

私学教育振興会は、基本的に教育委員会マニュアルに準じて、マニュアルの整備の働きかけを行う。また、各学校・幼稚園職員に対して、平成29年1月25日に私学・科学振興課が教育委員会（スポーツ健康課）の協力を得て当該対応マニュアル研修を実施した。とのことでした。

（議長）ただいま事務局から説明がありましたが、この議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。特にご意見、ご質問等がなければ原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。議事(6)については、本協議会で承認されました。

(7) その他

（議長）委員のみなさまから何かありますでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了しました。おかげさまでいつになく早く終了したように思います。それでは議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

4 報告事項

(1) 県立中央病院における病院実習に際しての感染症チェック及びワクチン接種のお願い

（事務局）県立中央病院から今後の同病院における病院実習の際に感染症チェック及びワクチン

接種について各消防本部あてに依頼がされていることです。このことについて、各消防本部にありましては、ご対応に遺漏のないようお願いいたします。以上、報告を終わります。

(2) 山梨県メディカルコントロール協議会における指導救命士の認定状況等について

(事務局) 今年度も(一財)救急振興財団救急救命九州研修所において、指導救命士養成研修(第1期・第2期)が行われた。山梨県からは、第1期研修(期間:平成28年4月25日～平成28年6月9日)に甲府地区本部、富士五湖本部、大月市本部、笛吹市本部、南アルプス市本部から5名が、第2期研修(期間:平成28年6月29日～平成28年8月10日)に峡北消防本部、峡南消防本部、東山梨消防本部から3名が派遣され、今年度の研修は既に修了している。第1期研修の5名は平成28年6月29日付けで認定証を交付、第2期研修の3名は平成28年9月12日付けで認定証を交付、平成28年9月現在で、山梨県の指導救命士認定数は11名となった。なお、来年度の同研修所における指導救命士養成研修は、都留市消防本部、上野原市消防本部、笛吹市消防本部、峡南消防本部、甲府地区消防本部、富士五湖消防本部から各1名、計6名の派遣申請を平成28年11月22日(火)に完了した。派遣順及び期間は、第1期研修(期間:平成29年5月15日から平成29年6月23日)に都留市消防本部、上野原市消防本部、峡南消防本部が、第2期研修(期間:平成29年6月28日から平成29年8月9日)に笛吹市消防本部、甲府地区消防本部、富士五湖消防本部が入所する。また、平成29年2月3日付け救九研第143号により上記申請者全員の研修決定通知を受領、平成29年2月8日付け消保第3855号により該当消防本部あて通知済み。さらに、平成29年度の指導救命士養成研修が修了した暁には、県内全ての消防本部に山梨県メディカルコントロール協議会認定の指導救命士が誕生する。以上、報告を終わります。

(3) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の一部改正(案)について

(事務局) 経緯として、第19回活動基準部会において、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準(以下、実施基準という。)の「第6号(受入医療機関確保基準)」で、「②搬送先医療機関の設定方法」脳疾患疑いの文中に山梨大学脳外科ホットライン番号のみ記載があるため、他の医療機関の番号も記載するか否かの方向で協議された。

当該実施基準は県ホームページに公開されること、個人情報保護等の観点から除いた方がよいとの意見が多数であり、別紙「受入れ医療機関連絡先」一覧(医療機関及び消防機関のみ公開、他非公開)を付けることで了承された。参考9を参照ください。

また、ドクターヘリ運行調整委員会事務局からの改正されたドクターヘリ運用マニュアル等の提供に伴い、実施基準の「第7号(その他基準)」の一部改正及び同マニュアルの差し替えを併せて行った。今後の対応としては、第19回活動基準部会で了承されたが、各専門部会(6部会)でも審議されるべき問題と判断、実施基準の内容自体に大きな改正がないことから、今回は報告事項としてご報告するととどめ、次年度の各専門部会において審議し了承されたところで、改めて本会へ上申する予定。以上、報告を終わります。

(4) 8才以上の小児気管挿管の講習会開催について

(事務局) 経緯として、8歳以上の小児気管挿管の実施については、平成24年2月6日に事務局長名の通知により、気管挿管認定を受けている救急救命士が「8才以上の小児気管挿管追加講習」を修了することを条件とするとしているが、調査を行ったところ、この追加講習を受講していない者がいることがわかった。参考10を参照ください。対応としては、第19回活動基準部会で、今後の「8才以上の小児気管挿管追加講習」の実施について協議した結果、次により了承された。

- ① 現時点での未受講者(参考10参照。)は、追加講習を一括開催で実施する。
 - ② 各実習施設にて講習を実施する。(周知を兼ねて事務局から依頼文を発出する。)
- 以上、報告を終わります。

(5) 通信指令員の救急に係る教育講習会の開催について

(事務局) 通信指令員の救急に係る教育講習会については、昨年度の平成28年2月19日に開催した第17回山梨県メディカルコントロール協議会で承認を得ているところですが、今年度の平成28年12月12日(月)及び19日(月)の2日間、山梨県消防学校を会場に山梨大学医学部附属病院の松田医師、県立中央病院の岩瀬医師、各消防本部の指導救命士等のご協力のもと講習会を開催しましたので、ご報告いたします。

各消防本部から通信指令職員が参加、12月12日の第1回講習会に39名、12月19日の第2回講習会に39名、合計78名の通信指令職員が講習会を受講、講習会修了証書を受領しています。

この講習会により、県内各消防本部通信指令員の約半数が受講したところですが、残りの半数及び通信指令業務に携わる可能性のある職員を対象とすることを含め考慮すると、次年度も講習会の継続が不可欠でありますので、山梨大学医学部附属病院の松田医師、県立中央病院の岩瀬医師におかれましては引き続きご協力をお願いするとともに、各消防本部におかれましては、次年度に同講習会が開催された際には、通信指令職員等の受講及び指導救命士等の講師派遣について、格別のご配慮をお願いいたします。

以上、報告事項(5)通信指令員の救急に係る教育講習会開催についての報告を終わります。

(6) 医療機関リストの再整備について

(事務局) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の第2号「医療機関リスト」の見直し(再整備)については、今年度の平成28年9月5日に開催した第18回山梨県メディカルコントロール協議会の報告事項でご報告したところですが、今年度の平成29年2月10日付けで、(眼科、耳鼻科、産婦人科を除く)県内医療機関487施設へ県福祉保健部医務課から調査依頼文を発出しました。

回答期限を3月15日にしており、今日現在、施設から回答の提出があり、この調査終了後、回答結果に基づき「医療機関リスト」の再整備を行います。

以上、報告事項(6)医療機関リストの再整備についての報告を終わります。

(事務局) 以上、報告事項(1)から(6)をご報告させていただきましたが、委員皆様方から何かありましたらお願いします。無いようであれば、その他、議事と離れて何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは第19回メディカルコントロール協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。